

なり中小企業にウエイトをもつてこの研修センターなるものを、これから運用しようとする衆議院側の附帯決議の趣旨を生かすとするれば、いまお聞きをいたしましたこの調査対象のところが、新たのみぞといいますが、そういう点の協力——新たにかなりウエイトを持つてきた中小企業の対象者といふものをどの程度の範囲にまで広げようとするのか、この点はいかがですか。

○政府委員(山崎隆造君) ただいま御指摘の調査は十億円以上でございますが、実は別途十億円以下の調査もやっております、アンケートがございまして、したがって、われわれの考えております対象は、中小企業一般も含めたものでございまして。

○近藤信一君 ちょっと関連。いま竹田委員からも質問がありましたけれども、これはまだ私は修正案を見ていないからわかりません、私は原案でいくんだから。ところがいまも竹田委員が言っておられましたように、何か衆議院の委員会では修正が加えられた。しかも内容の修正ということについては、しばしばいままで従来もありましたけれども、この法律案の題自体、貿易大学校法案というものが、今度は全然変わっちゃったらしいんですね。内容はまだ私は修正の案を見ておりませんが、一体この委員会の審議を通じて題まで変えねばならなかったというふうな、そんなに通産省は自信がなかったのかということ、そんな權威のないものをよくもどうして国会へこういう法律案を出してきたかということを私はまずもってお尋ねしたいんです。

○国務大臣(菅野和太郎君) 初めに貿易大学校という名前にしたほうが、いい先生に来てもらえるようなことが考えられるんじゃないかというふうなこと、まあ大学校という名前をつけたら、貿易大学校という名前をつけることについては、衆議院においても皆さんからいろいろ御指摘にもなるし、また、われわれも反省いたしまして、大学校という名前をつけること自体がどうであるかと

いうことで、実は反省をいたしましたのであります。

そこで大学校という名前にしますと、勢い高等学校の卒業生が入る学校というようにまあ大体考えられますので、この貿易大学校は、大学を卒業した人をできるだけ収容したいというふうな考えをしておりますからして、したがってある意味においては大学校という名前にすれば一番いいんですが、そこで考えられないので、そこでまあ大学校という名前にしたと思うのであります、そういう点から、なるほどこれは大学校という名前をつけること自体については問題であるというふうに指摘をされ、また、われわれも反省をいたしたのであります。それからまた、多少文部省の大学教育令と混同される危険もあるというふうなことも考えられてまいったのであります、そういう点からむしろ研修センターとしたほうがふさわしいのではないかとこのことを指摘され、われわれもまた反省をいたしたのであります、したがって一年間の修学年限でありますからして、したがってこれは研修センターとしたほうがかえってふさわしいんじゃないかというふうなことも考えて、この衆議院における修正の趣旨にわれわれは賛成した次第でございます。

○近藤信一君 いま大臣の御答弁を聞いておると、よそことみたいなことを言っているわな。大学とされるだらうから、こういうふうになつたと。大臣、あなたが主眼なんでしょう、通産省でこれをやっているんだからね。それで大学校にしたほうがいいだらうと思つて大学校ということになった、ただスタイルだけであつたのはこの法律案を出した、こういうふうな受け取れるわけですよ。それで衆議院で少し質問されて、これを修正されたという、あなたのほうは最初から自信がなかったと私は断定せざるを得ないじゃないですか。いま大臣の答弁を聞いてみると、大学校のほうがいいと思われから大学校と、こういうふうにしたんだらうというふうな、あなた当事者なんです、この点は通商局ともあなたのほう十分連絡があり、あなたもこのことについては御

勉強なさつたと思つて、そうしていま御質問したんだが、そうすると何か人ごみみたいに答えていられる、そういうことでは私ははなはだこの法律自体が權威がないと思うのです。その点どうですか、權威の問題ですよ。

○国務大臣(菅野和太郎君) これはもともとこの案が貿易大学校という名前であつたのであります、が、まず通産省としては初め仮称というところで大学校という名前をつけたのであります。が、これは民間側ではもう大学校というように名前が民間においてはそれが通用されてきたので、したがってまして私自身は、この貿易大学校という、その大学校という名前をつけること自体については、皆さん方と同じような疑問を持ち、この点で文部省との関係については、私も十分事務局にたのしたのでございまして、事務局も文部省とも十分話し合ひができておるといふことでございまして、たので、私も了解をいたしたのでございまして。なるほど衆議院において委員各位からいろいろ指摘されてみると、私自身も反省をして、これは研修センターにしたほうがむしろ本体に沿うのではないかとこのように考えた次第であります。(反省なんというのはいふ余分なんだよと呼ぶ者あり)

○竹田現照君 最初通産省の衆議院における答弁をちよつと読んでみますと、大学校という名前にするにはそれなりの理由があり、これから入ってくる者の、何かいわゆる学校にくる者に対する何と云ふのか、研修所みたいなものではちよつと權威がないとか、もう少し、少なくとも國際的な貿易人というものは、どういふことを言うのかかわかりませんけれども、そういう一つの何ですかね、フアイトというか、一つの權威というか、そういうものを持たせるためにもいろいろ考へて、大学校という名前をつけたと言われても、それが今度研修センターということになると、これから入ってくる者の気持ちをもたなくされて、これをつくつた通産当局の考へ方とは必ずしも一致しない結果を招来するのではないですか、どうなんです、それはしかも設立をかなり要望された關係の

向きといふいろいろと相談をされてやられたわけですから、どうも最初の話と違ふのじゃないか、このようになつて修正されたのではおかしいのじゃないかといふことで、そつぽを向かへるといふことになつてしまつたら、せつかく法律は通つた、実効が上がらなかつた、こういうふうなことになるか、ねないのじゃないですか。

○政府委員(山崎隆造君) 本件につきましては、修正が問題になりまして、財界の準備協議会の代表者の方々は十分了解を得ておりましたので、将来についての心配は私は持っておりません。しかしながら、大学校という名称が、衆議院の過程において先ほど大臣が申し上げましたとおり誤解を生じやすいという点は私たちもなるほどそうだといいことで修正になったと思ひますので、その点も十分準備協議会のほうにも了承を得た次第でございます。

○竹田現照君 これは、やはり名は体をあらわすわけですから、名前を変えてしまふとまるきり違ふのですから、その簡単に、いま近藤委員がおつたように、名前を変えろといふことは、たいへん重要なことだと思ひます。それだけにちよつと提案の權威といふものについて私は疑問を持たざるを得ない。

そこで、先ほどのあれですが、十億円以下のものにもアンケートを發したといひますが、それはどの範圍まで下げたのか、同じ中小企業といつても、ピンからキリまであるわけですから、少なくともこれに参加をさせるというこの企業となれば、そんな小さな企業ではないですから。

○政府委員(山崎隆造君) 年間輸出額十億円以上のものについては五百二十二社、十億円以下のものについては五分の一を抽出いたしまして八百三十四社を調査いたしました。

○竹田現照君 それでこのアンケートのあれを見ますと、約七〇%が参加を希望していると、そのうち参加させたいのが二六%、将来参加させたいのが四三・一%となつてゐると書いてあるのです。そうすると、半分近いものが、これができて

も直ちに参加をさせるという態勢にはないので
す。実際問題として、将来というのはいづのこと
をいうのか、ちょっと私もわかりませんが、ある
程度大学が軌道に乗って、どれくらいの実績が
出るのか、ここに入った者がはたして語学が、
語学もかなり重点でなければ、どれくらいの実
果があるかというところを見きわめてから、や
ら参加させよう、かまえる形で見きわめてから、
分以上上だということになると、せつかつくた
けれど、これはしかも全寮制、半分くらいしか
入らない、半分以下しか入らないということに
なると、教授陣の選定、いろいろの問題にも大
きな支障をきたすと思ひますけれども、これはど
ういうことになりますか。

○政府委員(山崎隆造君) 本科の定員は百二十名
でございます。アンケートのうちの二六%が、
御指摘のとおり十億円以上につきましては参加
させたい、四三・一%が将来参加させたいとい
うことになっておりますが、十億円以下につきま
しては、三〇%が参加したいということございま
して、貿易大学の定員未達というところは実は考
えておりません。

○竹田現照君 それはどういふ計算になるのです
か、片方は三六%、片方は三〇%ということにな
ると、それでなおかつ百二十人ですか、この定
員が満たないという計算になるのですか。

○政府委員(山崎隆造君) 絶対数といつても、正
確には出ませんが、調査対象は千四百十六社で
ございまして、そのうちの五百二十二につきま
しては二六%、八百三十四社につきましては三〇%
という割合になっているわけでございます。

○竹田現照君 これは学校だから入ってみなく
ちや、どれだけ生徒が集まるかわかりませんけ
れども、最近の高等学校のように、私立の学校の
ように、あれですね、定員に満たないという学校
がたくさんありますから、この点は将来の課題と
しておくれども、そこで、たった一年間で語学が
きわめて期待をされるようなものが修得できるの
か、それから国際的な貿易人というものは、どこま

で期待をしているのか、一年間の研修で、たい
へんはく然としておりますけれども、どこまで期
待をしておるのですか。

○政府委員(山崎隆造君) 一年間でございま
す。語学につきましては、最近のインテンシブ
コースというものをやりまして、全寮制にいたし
ますので、非常に効果的に行なえると思われ考
えております。専門家の御意見も、英語をベー
スとしたしまして特殊語学を二カ国語、一年間の
うちに十分であると、インテンシブ・コースで考
えます。それから国際的に活動し得る貿易人と申
しますのは、最近の国際情勢、経済情勢の変化に
相応しまして、語学以外の学科をいたしましては、
地域学を重点的に行ないます。これは宗教、哲
学、政治一切を地域的に行なう教育方法でござ
います。そのほかはもう一つはケース・スタディ
というのがございます。実際の問題につきま
してケース・スタディを行なうていきたいと思
っております。

○竹田現照君 語学に日本人は弱いですから、た
とえば、いま、大きな会社ですね、住友だとか何
とかいうのはフルブライト奨学生としてたとえ
アメリカのコロンビアだとかいろいろな大学に行
って、そこを終えた者をたえば国務省の委託みた
いにして、日本からの旅行者の通訳としてつ
いて歩いています。私も経験あるけれども、これ
はかなりじょうずな方がいます。しかし、まるき
りだめな者もいます。現にアメリカの大学を出
て、それでしかも国務省の関係のところにお
いて、それでだめだ、日本に帰って来て大学の先生
をやっているのを私は知っています。その程度
で英語を教えているのなら、これはたいしたこと
ないなあと思ふので、ですから、これはほんとう
の通訳を期待しているのじゃないかと思ふ。みずか
ら語学が十分に駆使できて、なおかつこの国際
貿易上のひき舞台に出て十分に期待できるような
経済人としてやれると、そういうことになる、こ
れはもうかなりの素養を持っている者でなければ、

これは全寮制といえどもなかなかむずかしい。私
はそういう通訳の人と二月も三月も歩いた経験か
らいつて危惧をしているのです。幾ら全寮制
だつて、これはもう起きてから寝るまで英語はか
りしやべっているわけじゃないので、ですから、
その点は言うは易く、実際はそれほど期待をした
結果というものは出るとは思われないのです。本
場の大学を出てさえ満足でないのに、しかも日本
の学校は英語だけじゃありませんから、これは実
際は講師陣の選定にもよるだらうし、あるいは実
際に会話を修得するやり方にもよると思ひますけ
れども、それは、その一年間でどういふところま
でやろうとしているのですか。あるいは、実際に
外国には行かないのですか、ですから、その点は
どういふことなんでしょうか。しかも、国語とい
うのは、日本語くらい統一された国はありませんけ
れども、一つのことは、ところが、外国語とい
うのはまことに千差万別で、必ずしも昔の北京官話
が中国全土に通用しなかつたと同じように、アメ
リカだつていま南部に行つちやいわけの普通の英
語じゃなかなか通らないということは聞かぶつ
るわけですから、そういうふうなことも考えた場
合に、あれですか、かなりこれは自信をもつて一
年間でそういう語学の素養を身につけさせること
が可能である、もう少し私に安心をさせるよう
な答弁をしていただきたい。

○政府委員(山崎隆造君) 御指摘のとおり、日本
人は英語がへたで、私も在外勤務を四回やってお
りますが、語学は一向に上達しないので……。確
かに知識はございまして、したがって、それをあ
とにやべるといふ点を重点に置きたいというふう
に考えておりますので、期間はその要しないかと考
えております。最近、特にラングエージ・ラボラ
トリーと申しまして、何と申しますか、ある程度
の文章を一日自分で繰返し、そしてまた聞い
て、先生に直してもらうというところで、要する
に、やつたことを全部頭に入れる、話し方を直接
頭に入れるという方法が非常に効果的で、各国と

もこの方式を採用して効果を非常にあげておりま
して、大体三月くらいで要するに基礎知識を持
ておりますと大体日用会話に不自由しないとい
う状態になります。もちろんいわけの同時通訳とい
うような高度のもの、そこまでは実は期待して
おりません。

○竹田現照君 同時通訳というところまで
は期待していません。そうすると、かなりレベルは
低いのです、その意味でいって。

○政府委員(山崎隆造君) 同時通訳ですと、現在
日本では五人くらいしかおりませんので……。そ
ういふ非常に高度が高いものから、そこま
でいっていません。

○竹田現照君 そうすると、自分がいろいろと折
衝するのに不自由のない程度でしゃべることがで
きる、そこまで養成する。

○政府委員(山崎隆造君) そのとおりでございま
す。

○竹田現照君 それにしてもかなり語学の素養を
持った者でなければできないと思ひます。その
採用の試験なんといふものはどういふことにな
るのですか。

○政府委員(山崎隆造君) 一応各企業からの推薦
した者を選定するわけでございますが、ある程度
の選考が必要でございまして、英語につきま
して、ある基準程度のレベルの力がございませ
んと、これは教育上非常にばらつきがございませ
ん、これはですから、英語の試験を一応やたらど
うかと、こう考えております。

○竹田現照君 それで、学校をつくるかつくらな
いかというところに関連してちよつと聞くのです
が、そういうものは国立の東京外語であるとか、
大阪外語であるとかいふ、そういうところに委託
学生というふうなかつこうでこれは考えられない
ですか、ほかの科目もありませんからなかなかむ
ずかしいと思ひます。しかし外語だつてあれ
でしよう、貿易その他の問題について昔からや
っているわけですから、そういう関係のものがある
と思ひます。そこを卒業して、さらにその上のレ

ベルのもの、言うなれば、大学院クラスのものですから、それは何なら東京外語と大阪外語に、日本を東西に分けて、そこの大学院の中にそういうものをつくるというかつこうというものは考えられないです。

○政府委員(山崎隆造君) 今回考えましたのは、語学と地域学とそれからケース・スタディでございまして、したがって、学校教育法に基づきます学校でやりました場合には、一定の標準がございまして、この規模の教育ができないことが一つでございまして、それでは語学だけではどうかという事でございまして、むしろ外人教師を重点といたしまして、最近のラングエージ・ラボラトリ等を使用して、合宿してやりました場合のほう、一般の大学に委託して派遣するよりは非常に有望と考えた次第でございまして。

○竹田現照君 通産省の職員でジェトロの何かの職員かに向向して海外にたくさん出ているということ、最近新聞で見たのですけれども、ああいうような方で、これに入る者にそういう職員、あるいは公務員だとか、そういう者も中には入れて養成をするという考え方はどうですか。

○政府委員(山崎隆造君) 一定の少数については考えております。

○竹田現照君 それはどこまでの範囲ですか、公務員全体ですか。

○政府委員(山崎隆造君) ジェトロないし通産省あるいは他の官庁からまあ海外に派遣する者全部という意味ではございまして、その中の少数を可能ならば入れたいと考えております。

○竹田現照君 そういう場合の授業料三十万円というのはどういうことになって支出されるのですか。たとえば公務員を入れた場合。

○政府委員(山崎隆造君) これはまだ具体的にございまして、通産省におきましてはまだ予算措置は講じておりません。

○竹田現照君 それで、中小企業を、かなりウェイトを置いてこれから発達させようとしていくわけですが、三十万円というものを負担

をして一年間かん詰め教育をさせられるだけの経営基盤を持っているということになると、かなりの会社でなくちゃいけないと思うんですね。ですから、実際は、そういう附帯決議を生かされるというふうな通産省の答弁だけで、それが実を持つたものとして実現をすることが実問題として可能なんですか。

○政府委員(山崎隆造君) 問題は二つございまして、中小企業の場合は、その社の中心人物を一年間派遣することができないという問題と、それから三十万円が高過ぎるという二つの問題がございまして、期間については、別途の短期コースを一応Bコースとして考えております。また、一年派遣してもさしつかえないが、授業料の点がというところから、中小企業に關しましては授業料の減免等を考えております。

○竹田現照君 その授業料の減免というのは、どういう措置をもつてこれを考えられるんですか。省令だとか何とかをもつてそういう形にするというんですか。あるいはこの学校の内規といいますが、そういうようなもので将来考えるところか、それは発足のとき考えなくちゃいけないわけですね、でも、そういう形で考えられるんですか。

○政府委員(山崎隆造君) 学校の内規と申しますか、学校での規則でやることになっております。

○竹田現照君 それで、いま局長お答えになった中のBコースというのは、これは別科コースのことを言うんですね。これもアンケートによりまして、別科修了者の採用予定は、採用の対象とすることを考えるという御返事が四五・三%、わからないというのが四三・二%あるんですね。そうすると、せっかくこの別科コースでこの学校を終えたとしても、それが企業に確実に採用され、これが期待をした形で活躍をさせる場というものが保証されないんですね、このアンケートで見ると、それが全く何もないかと思うんですね。活躍をさせる場、採用される保証というものがなければ、ここに入ってきたって何にもならぬわけですよ。これはどういふことになるんですか。その

別科コースに入ってくる者。Aコースの者は、三十万円出して会社が推薦して入れるんですから、これは社員ですから問題ないですけれども、この別科コースの場合、これがほとんど中小企業その他にあると思うんですがね。

○政府委員(山崎隆造君) 実はこのアンケートをとりましたときには、別科コースというのは高校卒業生、二年間の研修というのを考えておりましたのですが、先生御指摘のとおり、将来の採用の保証その他の問題について非常に懸念の点もございまして、なお研究すべき余地があるというところで、現在ではむしろ、必ずしも高校卒で直接来る者ではなくて、企業に在職している者を百名程度別科コースとして教育いたしたいと、こう考えております。

○竹田現照君 そうすると、入ってくる者の対象は、確実に企業に在職者に限定されるわけですか。

○政府委員(山崎隆造君) 現在はそういうふうに考えております。

○竹田現照君 企業に在職をする者に現在では考えておられるけれども、将来の構想の上にも立って、それはやはりはつきりしておいたほうがいいと思うのですけれどもね。全然それ以外には門戸を開放しないのだという、全く限られた企業の中に限定をされた者しかここに入らない。必ずしもエリートコースとは言いませんけれども、そういう危険性なしとはしませんか。

○政府委員(山崎隆造君) まだきわめて流動的な考えで申しわけない次第でございまして、別科コース二年というのをいろいろ検討しましたところ、まだいろいろの難点があるというところは御指摘のとおりで、一応Bコースといたしましては在職者ということに考えておったわけでございまして、なお検討を続けてみますと、高校卒で貿易実務を短期的に訓練する学校というものは地方に相当ございまして、たとえば大阪府あるいは神奈川県には現在ございまして、これは非常に成績がよろしいわけですが、これらの、実際上そ

ういふ教育コースが現存しておるといふ事実から考えまして、一応企業に在職者を短期で教育するコースのほうにより必要ではなからうかというふうな考えでございまして。

○竹田現照君 貿易振興推進本部でやっている貿易研修所、あれは、これとの関係はどういうことになるのですか。吸収をするのですか、二本立てでいくのですか。

○政府委員(山崎隆造君) 私が考えますのは、こういうコースを必要といたします者は相当全国で多数あると思います。貿易振興推進本部でもやっておりますし、また、この貿易大学の母体になって調査したり、その他やっております世界経済交流協会におきまして、やはり同じようなことをやっておりますが、非常に希望者は多数参つておられる次第でございまして。こういうコースを希望しておられる方が企業に在職の方々の中に非常に多いという印象を私は受けておる次第でございまして。

○竹田現照君 これは大臣、一つの省の中の、通商局は貿易大学校、それから貿易振興局は貿易研修所、それぞれ所管の違ひ同じようなこういう教育センターを持つことになるわけですね。持つことになるのです、これが発足すれば、二つあるのですから。こういうようなことというのは、予算のつき方からいって、通商局と貿易振興局との何かなわ張り争いというのか、争いと言っちゃちょっと語弊があるかもしれぬけれども、局によってそういう教育センターを同じ省で二つも持つておられるというふうなかつこうというのはいかたうかではないか。各省設置法で、何ですか、気象大学校であるとか、あるいは郵政大学校であるとか、いろいろの大学校がありますけれども、そういうふうなかつこうにむしろこの際、同じ貿易の中で、いまこの法案が提案をされているような部門、あるいは貿易研修所をやっておられるようなもの、それは中におけるいろいろな機構は設けることはかまわないけれども、やはり統合した形

でそういうことをやられることが、同じ通産省の所管としてやられるのであれば、これは私は妥当ではないかと、この予算の効率的な運用でね。所長さんだって二人要ることになるのだから、これ。片方は民間からも金が出ておりますけれども……。これはどうなんですか、教育機関の一元化という意味において。

○政府委員(山崎隆造) 大體通産局は政策を立てておりました、振興局は實際の実務をやったりいたしますで、その間に所管の違いとは何だということ、同じものを両方でやる現象は全然ございせんので、貿易振興推進本部でやっておりますのは非常に短期なゼミナールでございまして、いわゆる通常申します各いろいろな機関でやっておりますゼミナールに類するもので……。ところがそういう意味でなくて、本格的に最近の経済情勢に合うような地域学なりほんとに役立つ語学を教えるという意味で本来考えなければならぬで、何も實際通産局でやるとかそういう意味ではございせん、案を考えて、一応でございまして、まあはわれわれのほうでやっていくというわけ、そういう行方からいまして、これが重複するとは私も考えません。全然別のものである。それで、やはりこういってゼミナールというのは、それは推進本部のみならず、やはり通産省の關係しております国際経済交流協會でもこういってゼミナールをやっております。その講義の時間も全然十倍以上の差もございまして、實が全然違ふものと私も考えております。

○竹田現照君 役に立つ語学、役に立たない語学というのはどういふのかわかりませんが、新しくできるのは役に立つ語学、いまのはあまり役に立たない語学をやっていることになる。これは答弁でもちょっとやはり問題だと思つてゐる。役に立つ語学がどうだとか。ただ、ぼくの言っているのは、こういうような研修機関、教育部門というのは、ばらばらで持っているというよりはむしろ統合して、それこそ大学校というよりなかつて、名案ともに実のあるものというふうにして充足させたい。

せたい。がむしろ効果的でないか、同じ国の金を使うのですから。そのことを私は大臣に聞いています。この法案の担当の通産局長だけじゃだめだ、ほかの局にも關係があるのですから。

○国務大臣(菅野和太郎君) いま局長から申されまして、ゼミナールと貿易大学校は全然性格の違ふものでありますからして、したがって、これはいま通産局で立案しておりますけれども、これはやはり通産省において所管するものでありまして、したがってその間に矛盾というものが決して起こらないようにわれわれ指導していきたく、こう考へておる次第でございまして。

○竹田現照君 指導していきたくということじゃありません、そういう教育機構の一元化をはかる必要があるんじゃないかと思つてゐる。このことは、こういう教育センターをつくるのときにお考えにならないか、と申すのです。通産局は、おれはもうでつてくれればいいんだ、ほかの局でやっているものは他局のことだからという變な繼張りで、そんなものを吸収するのでは貿易振興局のほうの抵抗もあるから、さういふ神にたたりなして置いておくと、こういうことでは私はいけないんじゃないかと思つてゐる。それは通産省と外務省というなら――まだこれだつてちよつとおかしいけれども――また考えられ。同じ省なんですから、それが局が違ふがゆえに……。それはつくるのですからお互いに理屈があるのですから、理屈が全然ないならつくるわけがない。そういうものを一緒にしたほうがいいんじゃないかと思つてゐる。そのことを聞いてゐる。大臣は貿易研修所があるというのには御存じなかつたんじゃないですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) いまのゼミナールは、これは民間がやっておるわけでございます。振興局がやっておるわけではないのでございまして。でありますからして、全然違ふ性質のものでありますから、通産省案としては貿易大学でやるという考へ方でございます。

○竹田現照君 大臣はさうおっしゃるだらうと思

いますけれども、全然金が出てないわけじゃないでしょう。金が出てゐるでしょう。民間ばかりじゃないですよ。研修所への補助金が毎年出てゐるんですよ。四十二年度のこれは幾らか、六百四十万ですか、それと、やはり国の金でこの貿易大学校だつてこれから考へられるわけでしょう。一応六百四、五十万、これは年々ふえております。去年は四百四十九万六千円でありまして、これは全然民間がやっているものなら問題はない、通産省はやっていることに何も口出しを入る必要はないが、六百万、四百万という金を毎年毎年補助するということになると、貿易大学校は一億円出す、あとで金の問題は聞きますが、やはり国の金が出るのだから、この際は一元化したほうがいいんじゃないか、そういうことを聞いてゐる。

それからゼミナール、ゼミナールとおっしゃいます、この貿易大学校で私のいたいた資料は検討中、こういふたし書きがついておりましたが、たとえば六カ月、あるいはCコースは一・五ヶ月、三カ月、あるいは企業幹部職員は二週間、こういうのはゼミナールです。こういう多額のなやつを一本にまとめてもらつたほうがいいと思つて……。○国務大臣(菅野和太郎君) このゼミナールは先ほど申し上げましたとおり、民間がやっておるところのものであります、これに対して政府が補助金を出してゐる、貿易大学校はこれは政府がやるのであります。したがって、今後におきましてはこの推進本部のゼミナールとこちらの貿易大学校の教育とは、内容その他の点について補完的なものでありますから、したがって、お互いに連絡して補完し合うように進めていきたい、こう考へておる次第であります。

○竹田現照君 そすると、私がいま強く求めている教育センターの一元化ということ、いまのところ考へていない、將來も考へられないですか、政府と民間と協力して、これは国立大学じゃないのだから、だから協力してこういふものをつくり、法案の第一条にあるような目的を達成しようとするならば、大體同じような性格のものはないべくそこに吸収したほうがいろいろな面でいいんじゃないか。そういう考へから私は言っているのだが、いまは考へていないなら考へていないもので、將來は、通産省の貿易国際人というものを養成したい、民間との関連も考へてぜひそういうようなことを考へる必要があるのじゃないか、そう思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) お話のとおり通産省が補助金を出してゐるゼミナールでありますから、したがって、これが貿易大学校と全然無關係のものとしてわれわれは見えていないのであります。貿易大学校としては一定の教育をやるし、同時にゼミナールとしては貿易大学校の補完的なものとして、われわれは両方並行していきたくと思つてゐる。いまの竹田委員の述べられたのは一元化してしまふ、それは一つにしてしまふという考へであるかも知れませんが、また民間人でこういうようなゼミナールのことをやることも最近の一つの傾向でありまして、私はこういう制度もやはり存置しておいてもいいんじゃないかと思つてゐる、しかし、今後におきましてはやはり重複しないように調整して指導していきべきである、こう私は考へておるのであります。

○竹田現照君 この貿易大学校というのはちよつと半官半民というのか、どういふことになるか、半官半民でしよう、金の面からいくと。それで七条を見ましても、業務方法書及び事業計画書等のものは通産省令で定めるといふことになる、かなり政府の統制といふことも、統制といふことはちよつとあれでなければならぬ、意向といふものが強く反映をされると思つてゐる。ですから、そのこと、いまの行管でいろいろとやっておられる別法人、この関連はどういふことになつてゐるか。どうしても通産省令等でかなり一つのアウトラインが与えられる、そうすると、どうしてもまた通産省のお役人が行つていろいろなことをやらなくちゃならぬというふうな結果が當然に想定される

わけですけれども、その関連はどうなんですか。
○政府委員(山崎隆造君) これは非常に新しい教育の試みでございますので、民間の自主性を非常にわれわれは重んじたいと元来考えております。しかしながら、日本ではどこでも教育していない学科であり、教育方法でございまして、やはり政府といたしましては十分な監督なり助成なりが必要ではないか、こう考えまして、研修の高度性を保つために十分な監督をいたしたいということで特別法を設けた次第でございます。

○竹田現照君 学校教育法との関連は持たないというところになったのだそうですね。そうすると、学校教育法との関連はないと言いつながら、やはり一つの、先ほど局長がお答えになった地域学から何からみんな教育するわけですから、これに政府側のかんりの制度といいますが、要望といいますが、そういうものがあるとするば、教育法に連するしないにかかわらず、ここにおいて勉強する者には一つのあつたワタというものがあつてしまふというところは、必ずしも法律で言っている国際貿易人というものが、このワタの中で教育をされたものでございまして、このワタの中で教育をあまり好まないことではないんじやないか、そう私は考えるのですが、そういう点はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(山崎隆造君) 現在学校教育法によりまして、一定の大学なら大学の一つの標準科目がございまして、この基準でやりますが、これは学校教育法の外にございまして、したがって、語学と地域学、それからケーススタディーというところで、この内容については別に政府がどうこう申すわけじゃございせんが、地域学なりあるいは語学なりあるいはケーススタディーについても、高度な研修が行ない得るような体制あるいは水準の維持については、十分われわれは配慮しなければならぬ、こう考えておりますが、その内容自体につきましては、これはむしろ学校の自主性にまかすべきだと、こう考えております。

○竹田現照君 そうすると、それは政府側として強い統制といいますが、ワタをかぶせるというよりなことは行なわれない、そういうふうに理解してよろしいですか。
○政府委員(山崎隆造君) そのとおりでございます。

○竹田現照君 自主性にまかすと言われておりますが、むしろ民間で半分寄付があるわけですから、むしろへたをする、民間の出資をした会社のはりの意向というものが左右されるという逆の場合も考えられると思うのですが、その点についてはどうですか。
○政府委員(山崎隆造君) 将来学校の運営につきましても、通産大臣の監督のもとに理事が中小企業あるいは学識経験者の中から選ばれますので、その理事の合意によりましていろいろな運営が行なわれていきますので、その上に通産大臣の監督が非常にゆるい監督でございまして、——でございますので、その出資者の一方的な意思が必ずしも行なわれるというふうな事態はわれわれは考えておりません。

○矢追秀彦君 関連して、いろいろな企業が入ってくると思うのですが、やはり企業の間にはいろいろな競争意識等もあると思うのです。中に入ってくる人たちが全寮制になるわけですから、そういった間の競争というものが、摩擦というか、いまの教育方針をどうするかという場合も、そういう点に起り得ると思うのですけれども、そういう点についてはどういふふうに指導されようとしておられるか、御答弁いただきたい。

○政府委員(山崎隆造君) われわれといたしましては、理事にりっぱな学識経験者を選びまして、学校の教授陣もりっぱな人を選んで、そういう不当な摩擦その他が起きないように十分配慮していきたいと、こう考えております。

○矢追秀彦君 そう言われましても、実際にはやはり各企業の間競争というものはかなり激しいわけですね。で、また大学を出てすぐ入るならいいですけれども、一たん会社に入つて、会社から入るわけでは、相当各会社は、大学から入つて、大きな会社であればあるほどその会社の教育というものは徹底するわけですね。半年か一年くらいかけて社員教育をがっちりテキストまでつくつて、礼儀作法までその会社の方針でやつてしまふ。特に最近私が感じたことは、大きな企業になればなるほど、だんだん精神教育ということも重要視しまして、その会社の何かイデオロギーと言つちやちよつとオリーブですけれども、そういう会社の風習というものが、伝統というか、そういうものをかなり型にはめるといふか、積み上げてきている傾向もあるし、そう感ずるわけです。そういうところから選ばれてくるのが多いと思うんです。したがって、そういう問題が起らないか、私は憂慮しているんです。その点、どうですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) いま矢追委員の心配されておられることも一応心配されると思うんです。しかし、問題はやはりそういう自分の会社のためめというよりも、日本のため、ナショナル・インテンタレストという面からひとつ教育したいと、もう考えておられるのでありまして、まあ日本の貿易において今日欠点とされるのは、通商競争によつてお互いが損をして貿易しているというのが実情でありますからして、したがってこの学校では、そういう弊のないように、ナショナル・インタレストという観点から教育していきたいと、こう考えておられる次第でございます。

○竹田現照君 それで設立資金と称するものになるのです、三十億ですね。一応民間のほうからお聞きしますけれども、民間の十五億というものは、会社のランクによりまして格づけで出すようなことになっていくんですか。
○政府委員(山崎隆造君) これは現在貿易大学校設立準備協議会がございまして、その中に総務部会、経理部会、それから教科目部会と三つございまして、この経理部会がその十五億の資金集めを担当いたしました。経理部会には昭和電工の社長、安西氏がその委員長と申しますか部長をやっておりますので、その金集めの中身につきましては

は、実はわれわれは直接タッチいたしませんで、そういうやり方は実は詳細に存じませんが、従来の経団連等でもやります方式を用いるのではないかと考えております。

○竹田現照君 その経団連の方式というのはどんなものかわかりませんが、それがやっぱり会社のランクで八階では幾ら、それからもう少し小さいのは幾らだと、そういうふうなところになるんじやないかと思うんですが、その経団連方式というのはどんなことですか。
○政府委員(山崎隆造君) と申しますのは、この会長が石坂会長で、経理部会が経団連のメンバーでございまして、当然そういう考え方を参考にしてやられるという意味で申し上げたわけでございます。経理部会長が経団連の担当者とも相談いたしながらやつておまして、私どものほうでは詳細についてはまだ存じておりません。

○竹田現照君 ただ最初が大事ですから、民間もこの出資のワタというか、額によつてある程度百二十人から百二十人の中にワタがありましてね、まあ自然にそういうふうなことになるわけですね、結果的にA会社は二億だから何名と、それであれそれが既得権化するというふうなことになるべく、この衆議院例で強く要望された中小企業のワタというものは、あつたとしても、結果的にこの財力の点で、そこに最後のほうになるとしりつぽみようになって、なくなつてしまふ。あるいはまた優秀な者があつて、これは日本全体として国際貿易人として活躍させる者は必ずしも大会社にいたるとばかり限りませんけれども、その者が入ることが拒まれるというふうなことを招来をする心配はないのか。そのことをあくまでもフェアに、オープンに、試験を公平にやつてこの学校に入れると、そういう方式をとっていくためにも、出資金によつて発言権がある株主みたいなことじゃうまいと思ふものではないかと、ちよつとその点をお聞きします。

○国務大臣(菅野和太郎君) 寄付とこの大学の利用とは、これは全然別の考え方でありまして、そ

は、実はわれわれは直接タッチいたしませんで、そういうやり方は実は詳細に存じませんが、従来の経団連等でもやります方式を用いるのではないかと考えております。

れからこの寄付も大体は業者の団体から来るわけでありすけれども、個々別々じゃなくて、電力会社の連合会ですか、あるいは鉄鋼連合と、そういうところから大体集めておられますから、したがって個人的な企業の考え方は比較的薄いと思うんです。したがって、いまのような弊害が起これらぬように、これは通産省としては嚴重にひとつ監督していきたいと、こう考えております。

○竹田現照君 これは会社にしても、たとえば電気連合会というんですか、そういうものにして、やはり同じだと思ふ。鉄鋼連合、電力連合、何々連合というのによつて出すことであれば、やはり同じことになると思ふんです。だからそういういまの大臣の弊害の起きないようにやっていたことはもちろん大事なことですから、十分配慮してもらいたいと思ふ。

それで、国から出す金ですね、一億円の交付とあの十四億というのは、ジェトロの何だったんですか。何が出すんですか。

○政府委員(山崎隆通君) 現在ジェトロに雑豆輸入の差益金の積み立てがございまして、現在の残高は十億円ございまして、大体年間五億円ぐらい入る予定でございまして、それから寄付をしてもらうということにいたしております。

○竹田現照君 この雑豆輸入差益金の積み立て金を出すというお答えですけれども、こういう差益金を、あれですか、特殊法人に出すということ、通産省の特定の役所、まあ通産省がかってに流用できるというふうなことは、これは法的に可能なんですか。

○政府委員(山崎隆通君) これは雑豆が現在主としてビルマ方面から入つてまいりますが、非常に国内の豆の価格に比しまして安いものでございまして、したがって、これをそのまま国内の流通にまかしますと、国内の生産、流通に非常に不測の弊害を与えるおそれがあるというので、これからの差額が、大体現在のところ二割程度でございまして、二割程度を取りまして二八%を税金で国庫に納入いたしまして、残りを折半いたしまして、

て、半分を国内の豆の生産に役立つような方向に使うようにということで、農林省のほうにこれが配付されております。そして残りの分が輸出振興に使うようにということでジェトロに積み立てられておりまして、全体として大蔵、農林、通産と、三省で協議いたしまして、ジェトロに積み立てた分につきましては通産大臣の指示で使用できるといふことも大蔵省とも話し合いの上でございまして。

○竹田現照君 その雑豆のものをですね、豆類生産者保護あるいは生産者の育成に税金の二八%を除いた分を等分に分けるわけですね。もしそういうのであれば、このそういう生産者の育成というほうに金を使うべきであつて、こういうような特殊法人のために出すというのは、出すところがないから、求めてこれを出すところを探し出したような気がするのですが、ちよつとこの筋が違ひのじやないかと思ふのです。もう少し、こういふ、何というのですか、人間養成のために使うものを、豆の差益金から金を出して使うというのはいくらも私は筋違いのような気がしますが、財政法三条の精神からいってもこれはどうもおかしと思はざるを得ません。この間航空機工業振興法の最後のときにちよつと気がついたのですけれども、あれもあれなんです。MSAの関係のやつであつた金が、YS11にほとんどみな今度まあ出資をされる結果になつていふのですけれども、あれも政令だけですから、法律の審議の過程なんかこんなものなかつたのです。それがこの政令委任事項といふものがほこぼこと交えられちまつて、そつちのほうに全部行くと、あれはいずれ何かの機会に大蔵大臣にお聞きしますけれども、ああいう金の支出のし方がね。しかし、これもどうもその関連で出し方が、金の使い方が何かやすすきについて、ここに金があるから出したというふうにししか私は考えられないのです。貿易振興、なるほど人間の養成も貿易振興といふ、やはり大きな面で考えれば考えられるかもしれないけれども、これはやっぱり豆は豆ですよ。豆は豆の貿易振興のよ

うなところに金は使つべきじゃないかと思ふのですけれどもね。これはちよつと納得がいけないのですが、法的に自信があるのですか、これは。

○政府委員(山崎隆通君) これは豆類の国内の生産にももちろん使いますが、その半分以上が貿易振興に使うという趣旨で積み立てておりました。たとえば、そのほかにも一次産品の輸入拡大等のためにこの積み立て金は使用いたしております。一次産品の輸入拡大において、一次産品に役立つという趣旨からでございます。豆類の生産の振興と貿易振興とに、両方に使ひましようといふことで、豆だから豆に全部還元しようといふことに対して、私も必ずしも賛成いたしかねる。やはり貿易振興に使うほうにも使わなければならぬ。使つてよろしいと、こう考えておる次第でございまして。

○近藤信一君 関連。いま竹田委員が指摘しておられるように、この予算の面を見ると三十億ですか、三十億で、いまこれ政府等出資十五億、等といふことがおかしなところと思つてよく見てみると、やはり一般会計から一億円しか出さぬと、あとは豆に依存するといふふうなことでしょう。大体ね、三十億のいふ費用がかかるというところへもつてきて、一般会計から一億出して大学をつくらうなんという、こんな考え自体がおかしいです。それであつてどうするかという、寄付を仰いだり、豆からこつちへもらうのだと、そんなばかなことがありませんか。しかも、先ほど竹田委員の質問に対して、いわゆる会社からもらうのじゃない。これは業界からもらうのだ。寄付を仰ぐのだ。たとえば電気事業協会ですか、こう言われたでしょう。電気事業協会、電気メーカー、こういう場合に、政府が寄付金を仰ぐというねらいといふところが、大企業が中心なんだ、何といつても、そうでしょう。そうすれば、そんなことはひもつきにならぬといつたつて、ひもつきになるのです。これは、政府の一般会計から一億円で、あとは豆のほうで十四億、あと十五億は寄付を仰いでつくるというのでしょう。あなた方は、

幾らこれは大企業のひもつきにはならぬと、こうおっしゃつても、私ももととしては、ひもつきの学校じゃないかという判断以外にないわけなんだ。その点どうでしょう。

○国務大臣(菅野和太郎君) 設立発起人の中には中小企業者の人も入つておられ、また、役員には有能な民間人も起用されるように指導していきたいといふふうに考えておりますからして、したがつて、大企業者のみが利用するといふようなものであれば、われわれも設立には賛成しないのであります。これは貿易業者の人が大も小も中もみなこの大学校に入學して、そして貿易に関するより高い知識を得さしめるという意味でつくつておるのでありますからして、そういうような御心配になるような弊害は起これらぬようにわれわれとしては指導し、また監督していきたい、こう考えておる次第でございまして。

○近藤信一君 中小企業者、中小企業者といわれなければならない、これは私の質問のときにもよくお尋ねしようと思つておられますけれども、中小企業者は、大臣、この間うち中小企業の法案に対しては答弁しておられて、よくまたここで長官の答弁も聞いておつたのですが、中小企業に今日の学校へ入れて勉強させようといふ一途余裕があるかどうか。高等学校卒業者が六月と、こうなつていふのです。せつかく若年労働従事員を集めてきて、そうして工場でこれをすぐ実務に携わらせるべき会社では、半年間十カ月を養成するのです。学校に入れたるより余裕がないのです。中小企業者は、学校へ入れてくる余裕があれば、ほんとに実際に使つていくのです。第一線で。そんなときに、中小企業者もこれは必ず利用されるであろうと答弁されておる。私の判断からいくと、中小企業者は、労働倒産といふことは、人がはしくてしょうがない、人が足りないから倒産するといふ形があるわけなんだ。そこで、せつかく集めて、会社でやつと雇つた者を、六月月遊ばしていくという余裕は私は絶対ないと思ふのだ、

今日の中小企業者として。その点あなた方はどういふふうに判断しておられるのですか。六カ月間給料を払ってやるというのじゃなくて、月謝を取ろうとするのです。中小企業じゃそんな余裕ありませんよ。

○國務大臣(菅野和太郎君) お話のとおり、中小企業者を一般的に見ればそういうふうにお考えになるのももつともだと思ひますが、私は日本の中小企業者の中にも相当みな職見をもち、そうしてまたビジョンをもつて活動されている人は少なくないものであります。したがって、そういう人たちは自分のうちで使っている社員でこれは貿易商としてひとつよりつばなものをさして自分の会社を繁榮せしめたいというふうな考え方を持っておられる人もあるものでありますからして、そういう人たちにとっては、こういう大学校を利用してもらうことが一番私はいのじゃないか、こう考へていられるのであつて、全部が全部それだけの能力がないというふうには言えないので、多くの中小企業者の中にもそういうふうなビジョンを持っておられる人が相当多いのでありますからして、そういう人たちはできるだけ利用してもらつて、いふように考へるし、また、社員の中にもいふ優秀な社員がおられますから、ひとつ貿易のことについてもう少し勉強したいのだというふうな人、そういう人にはこういう貿易大学校で教育を、もつと勉強をしてもらつて、あるいは半年くらい少々それはマイナスになりますけれども、しかし、将来のことを考へれば、それは決してマイナスにならない。むしろほかのことばで言へば先行投資になるのであるからして、したがって、そういう人たちをひとつ喜んで入れるようにしてあげたい、こういうふうにお考へておられる次第であります。

○近藤信一君 中小企業者といつてもそう悪いのばかりではない。それはやはりあなたがいま言われるように、こういうところへ入れる余裕のあるところもある。それは中間企業者だ。ところが、中小企業の定義からいって、貿易業者、商社、は

人員でいいますと五十人、資本金一千万円なんです。資本金一千万円、従業員五十名の、いわゆるそれが商社におけるところの中小企業の人なんでしょう。これは私は余裕がある道理はないと思ふんです。あなたの中小企業の中でのいうのは中の上のほうだ。工業におけるところの三百人程度、資本金も五千万円程度、こういうところにくくと、そういう余裕はあるかもしれない。しかし、商社による中小企業者という定義といふものは、五十名の一千万円、ちゃんとこれは定義できまわっているんですよ。基本法で。それ以下の貿易業者もあるわけなんです。わずかに定員五名、資本金五百万円ぐらいの商社もあるわけなんです。定員五名の商社でもって、せっかくこの制度ができて、そこへ一人遊ばして学校へ入れて勉強させようという、そういう業者は私はないと思ふんですよ、これはどうですか。

【理事近藤英一郎君退席、委員長着席】

○國務大臣(菅野和太郎君) 近藤委員の言われるように、私はまあ一千万ぐらいな貿易商社の人もなくさん知つておりますけれども、そこでは社員の二十名、三十名使つておられますが、しかし心ある社長は、やはり自分の優秀な社員を何とかしてひとつりつぱり貿易人としてやりたいという希望を持っておられる人も見受けられますからして、そういうふうな人には、ひとつ優秀な貿易人を育成するようなチャンスを与えてやること、それが必要じゃないかと、こう考へるのであります。今後いろいろ東南アジアその他の国におきましても、未開発国に対して新しいマーケットを開かなきゃならぬというふうな必要に今日迫られておりますからして、そういうところへは、この中小の貿易商人というものが、私は今後伸びていくんじゃないかと、こう考へておるのであります。半々なり特別の教育をしてあげて、そうしてそういう方面で新しいマーケットをひとつ開拓してもらつてというふうに指導することが、私は日本全体

の貿易の発展になるのではないかと、こう私は考へておりますので、そういうふうなチャンスも与えてあげようとしてあげたいというのが私の希望であるし、また今後この大学校としての経営方針としてもそういうふうなやつてもらいたい、こう存じておられる次第であります。

○委員長(鹿島俊雄君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を起して。この際、御報告いたします。本案は衆議院から送付され、本付託になりました。

なお、本案は衆議院において修正されておりますので、その修正点の説明を承りたいと存じます。衆議院議員田中武夫君。

○衆議院議員(田中武夫君) 貿易大学校法案に対する衆議院の修正点について御説明申し上げます。修正案はお手元に配付したとおりでありますので、よろしく御願ひいたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 以上で修正点の説明は終了いたしました。

それでは貿易大学校法案の質疑を続行いたします。質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○近藤信一君 いま修正提案者の説明をお聞きしまして、まことに私は適切な修正がなされたものと思へます。この修正提案者は、いわゆる内容から見ましても政府が出しました貿易大学校法案といふものとはまことにこれはかけ離れておる。それを修正者等におきまして、お気づきになりました。ただいま御説明のありましたような修正がなされたということは、私はまことに喜ばしいことだと思つております。したがって、やはり修正者がいま提案されました、まことに法律の題名から修正されて、そして将来これを研修センターとして発展させていく、こういう意図、その目標、こういうものについて若干の御意見を聞かせておきたいと思ひます。

○衆議院議員(田中武夫君) ただいま近藤委員から御質問がございましたが、衆議院で法律の名称を初め、貿易大学校を貿易研修センターに修正いたしましたのは、御承知のように防衛大学校とかあるいは海上保安大学校等、いろいろありますが、これらは主としていたしました公務員あるいは地方公務員を教育し直すとか、あるいは新たに公務員たるものを、高等学校の卒業生を入学せしめて、そして公務員たる資格を教育する、こういうふうなものであります。この貿易大学校と称するものは、大学を卒業したして数年をたちましたものを、さらに国際的な一流の貿易マンとするための研修でございます。したがって、これが本科であり、なお語学研修コースとかいろいろの必要なコースをほかに定めましていろいろな研修をいたしますので、大学校というより名前よりか、多くの意味を持つところからいたしまして、まさに貿易人を研修するところの中心的なものであるということでセンターに直したのであります。

たしましたのは、御承知のように防衛大学校とかあるいは海上保安大学校等、いろいろありますが、これらは主としていたしました公務員あるいは地方公務員を教育し直すとか、あるいは新たに公務員たるものを、高等学校の卒業生を入学せしめて、そして公務員たる資格を教育する、こういうふうなものであります。この貿易大学校と称するものは、大学を卒業したして数年をたちましたものを、さらに国際的な一流の貿易マンとするための研修でございます。したがって、これが本科であり、なお語学研修コースとかいろいろの必要なコースをほかに定めましていろいろな研修をいたしますので、大学校というより名前よりか、多くの意味を持つところからいたしまして、まさに貿易人を研修するところの中心的なものであるということでセンターに直したのであります。

なお、大学校という名称をつけました、学校教育法による各種学校あるいはいま申しましたような、いわゆる各省庁の設置法で定められたところのいろいろな大学校と混同の疑いがありますので、そういう点を明確に区別する必要があるため、こうしたのであります。

以上、御答弁を終わります。

○近藤信一君 どうも御苦労さまでした。

○委員長(鹿島俊雄君) 御苦労さまでした。

○竹田現照君 先ほど私がお伺ひした、豆から出す金ですね。これはこの法律に基づく国庫に基いて、こういうふうな積み立てである金を出させるわけでしょう。これは財政法上国会の議決あるいはまた法律をもつてやらなくちゃいけないのじゃないですか。その点の法律的な根拠はどうなんですか。

○政府委員(山崎隆雄君) これは国の金ではございませんで、豆の輸入業者が雑豆輸入協会に輸入に際しまして寄付いたしました、したがって、雑豆輸入協会はそれに対して税金を払うというたてまえになっておまして、完全に民間の金になっております。

第七章 罰則(第二十五条—第二十七条)
附則
第一章 總則

(目的)

第一条 貿易^{（新修センター）}大学は、わが国と外国との経済の交流の促進に資するため、貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対し、その資質の向上に必要な研修を実施することを目的とする。

(法人格)

第二条 貿易^{（新修センター）}大学^{（以下「大学」という。）}は、法人とする。

(名称)

第三条 大学^{（新修センター）}は、その名称中に貿易^{（新修センター）}大学^{（新修センター）}という文字を用いなければならない。

2 大学^{（新修センター）}でない者は、その名称中に貿易^{（新修センター）}大学^{（新修センター）}という文字を用いてはならない。

(登記)

第四条 大学^{（新修センター）}は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、大学^{（新修センター）}について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第六条 大学^{（新修センター）}を設立するには、貿易を主とする国際的な経済活動について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可)

第七条 発起人は、定款、業務方法書及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の業務方法書及び事業計画書に記載すべ

き事項は、通商産業省令で定める。

第八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、わが国と外国との経済の交流の促進に資することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画書に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 他の大学^{（新修センター）}がすでに成立しているとき。

第九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を大学^{（新修センター）}の会長となるべき者に引き継がなければならない。

（成立の時期）

第十条 大学^{（新修センター）}は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十一条 大学^{（新修センター）}の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所のある地

四 業務

五 役員を選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 資産及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 解散に関する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 設立当初の役員

(役員)

第十二条 大学^{（新修センター）}に役員として、会長一人、理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 大学^{（新修センター）}に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事五人以内を置くことができる。

3 会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員職務及び権限)

第十三条 会長は、大学^{（新修センター）}を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、大学^{（新修センター）}を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して大学^{（新修センター）}の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して大学^{（新修センター）}の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、大学^{（新修センター）}の業務を監査する。

(代表権の制限)

第十四条 大学^{（新修センター）}と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が大学^{（新修センター）}を代表する。

(評議員会)

第十五条 大学^{（新修センター）}の業務の運営に関する重要事項を審議させるため、大学^{（新修センター）}に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以上で組織する。

3 評議員は、大学^{（新修センター）}の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

第四章 業務

(業務)

第十六条 大学^{（新修センター）}は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する専門的かつ効率的な研修の実施

二 前号の研修の実施に必要な調査研究

三 前二号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

(定款及び業務方法書の変更)

第十七条 大学^{（新修センター）}は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画及び収支計算)

第十八条 大学^{（新修センター）}は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支計算を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財産目録、貸借対照表及び収支計算書)

第十九条 大学^{（新修センター）}は、毎事業年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を通商産業大臣に提出しなければならない。

第五章 監督

(報告及び検査)

第二十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、大学^{（新修センター）}に対し報告をさせ、又はその職員に、大学^{（新修センター）}の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第二十一条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、^{（研究センター）}大学の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく通商産業大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、^{（研究センター）}大学に對して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員の解任、業務の停止、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

2 通商産業大臣は、^{（研究センター）}大学が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任し、又はその業務を停止し、若しくは設立の認可を取り消すことができる。

第六章 解散及び清算

第二十二條 ^{（研究センター）}大学は、次の事由によつて解散する。

- 一 定款で定めた解散事由の発生
- 二 破産
- 三 設立の認可の取消し
- 2 前項第一号に掲げる事由による解散は、通商産業大臣の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属)

第二十三條 ^{（研究センター）}大学が解散した場合における残余財産の処分については、政令で定める。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第二十四條 民法第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八條から第八十三條まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百五十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百六條前段、第三百七十七條前段並びに第三百八十八條（法人の清算の監督）の規定は、^{（研究センター）}大学の解散及び清算について準用する。

第七章 罰則

第二十五條 第二十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 ^{（研究センター）}大学の役員又は^{（研究センター）}大学の代理人、使用人その他の従業者が、^{（研究センター）}大学の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、^{（研究センター）}大学に對しても同項の罰金を科する。

第二十六條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした^{（研究センター）}大学の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第四條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第十六條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
- 四 第十九條に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。
- 五 第二十四條において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

六 第二十四條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第二十七條 第三條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二條 この法律の施行の際現にその名称中に貿易大学校という文字を用いている者については、第三條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三條 ^{（研究センター）}大学の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第十八條中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「^{（研究センター）}大学の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第四條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第一号中「及び私立学校法第六十四條第四項の法人」を「私立学校法第六十四條第四項の法人及び貿易大学校」に改める。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

- 二十 貿易大学校が貿易大学校法（昭和四十二年法律第 号）第十六條第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの
- 第三百四十八條第二項に次の一号を加える。
- 二十八 貿易大学校が貿易大学校法第十六條第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(所得税法の一部改正)

第五條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「仲理士会の項」の次に次のように加える。

貿易大学校	貿易大学校法（昭和四十二年法律第 号）
-------	---------------------

(法人税法の一部改正)

第六條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「仲理士会の項」の次に次のように加える。

貿易大学校

貿易大学校法（昭和四十二年法律第 号）

(登録免許税法の一部改正)

第七條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十八の項中「貿易大学校」を「貿易大学校法」に改める。

昭和四十二年八月一日印刷

昭和四十二年八月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局